介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業重要事項説明書

［令和　8 年　7 月　 1 日現在］

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社リベルケア
代表者役職・氏名	代表取締役　川久保次朗
本社所在地	東京都豊島区東池袋 3-1-1

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名称	訪問介護リベル新潟駅南
事業所番号	第一号訪問事業 （指定事業所番号）1570116697
所在地	新潟県新潟市中央区南笹口 1-9-11
電話番号	025-383-8821
ＦＡＸ番号	025-383-8872
通常の事業の実施地域	新潟市中央区

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	365 日無休
営業時間	8:30～17:30　（サービスの提供は、電話等により 24 時間対応可能）

（３）事業所の勤務体制

職　種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　１人

サービス 提供責任者	・訪問介護相当サービス計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者等と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤　1人以上
訪問介護員	・訪問介護相当サービス計画に基づき、訪問介護相当サービスの提供をします。	常勤換算で 2.5人以上

3　サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬ・ＱＯＬや意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 （排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等）
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 （調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理等）

4　利用料、その他の費用の額

（1）介護予防訪問介護相当サービスの利用料

利用した場合の利用料は別紙のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（１～３割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別１単位当たりの単価 10.21円　(7級地)

※１回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、介護予防訪問介護相当サービス計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

（２）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。(通常の実施地域を超えた地点から 1km あたり 30 円になります)

（３）キャンセル料

サービスの利用を中止した場合、月額報酬制につきキャンセル料はかかりません。ただし、食事のご用意等がある場合は実費分がかかりますので、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の前日 17 時半までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の前日 17 時半までに御連絡いただかなかった場合	実費分相当額

（４）その他

ア　利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ　通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

５　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（１）請求方法

ア　利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ　請求書は、利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。

（２）支払い方法等

ア　利用月の翌月 27 日までに、下記の方法でお支払いください。
原則として利用者が指定する口座からの自動振替でお願いします。
ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

イ　お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

６　秘密の保持

（１）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（３）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

７　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名	
	電話番号	

８　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

９　サービス提供に関する相談、苦情

（１）苦情処理の体制及び手順

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置し、介護予防訪問介護相当サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

苦情内容については記載し、利用者との契約終了の日から５年間保存します。

（２）苦情相談窓口

訪問介護リベル新潟駅南

担　　当	管理者　本多　恭平
電話番号	０２５－３８３－８８７２
受付時間	午前８時半から午後５時半まで
受付日	年中無休

株式会社リベルケア　本社

担　　当	ホスピス運営本部
電話番号	03-6421-6877
受付時間	午前９時から午後６時まで
受付日	月曜日から金曜日まで （祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

新潟市役所　福祉部介護保険課 介護給付係	０２５－２２６－１２７３
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	０２５－２８５－３０２２

１０　福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無　　有　㊟

直近の実施日	年　月　日
評価機関名称	
評価結果の開示	なし

１１　サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア　医療行為

イ　利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ　利用者以外の家族のためのサービス提供

エ　日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

オ　利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

（２）金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

サービス提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　東京都豊島区東池袋 3-1-1
法人名　　株式会社　リベルケア
代表者名　　代表取締役　川久保次朗

【事業所】
所在地　　新潟県新潟市中央区南笹口 1-9-11
事業所名　　訪問介護リベル新潟駅南
説明者　　管理者　　本多　恭平　　印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者
　　氏名　　印

代理人・代筆者
　　氏名　　印　　（代筆者続柄　　）

ご家族
　　氏名　　印